

兵庫県パートナーシップ制度と連携して利用できる・利用しやすくなる行政サービス (公営住宅・病院以外)

【注意事項】

- ・この一覧表は、令和6年4月1日時点で利用可能な行政サービス等を記載しています。
- ・掲載されていないものについても、調整が整ったものを追加更新させていただきます。
- ・各サービス等を利用するためには、パートナーシップ制度届出受理証明書の提示のほか、各行政サービスの利用条件を満たす必要があります。
- ・なお、一部のサービスの利用については、受理証明書の提示が不要な場合があります。

●西脇市

No.	行政サービス等の内容	受理証明書の提示等		問い合わせ先		備考
		必要	不要	担当課	電話番号	
1	空き家活用支援事業	○		都市住宅課	0795-22-3111	
2	障害者に対する軽自動車税の減免		○	税務課	0795-22-3111	
3	災害弔慰金(見舞金)の支給		○	社会福祉課	0795-22-3111	
4	生活保護制度		○	社会福祉課	0795-22-3111	
5	住居確保給付金		○	社会福祉課	0795-22-3111	
6	要介護認定申請		○	長寿福祉課	0795-22-3111	